

## 不正栽培は禁止されています

大麻の不正栽培は大麻取締法で禁止されています。

そのため大麻の種子を所持したり、提供することは取締法の処罰対象です。



## 大麻の乱用は厳しく処罰されます

大麻取締法での罰則(例)

- 所持・譲渡・譲受  
～5年以下の懲役
- 輸入・輸出・栽培  
～7年以下の懲役



# 薬物乱用防止Q&A

Q1.

一度依存症になると、一生治らないのですか

**A1. 依存症の体質は、完全に消し去ることはできません。**

依存症になると、脳に記憶と同様の変化が生じて一生消えない状態となります。その意味では、依存症の体質は元へは戻りません。薬物を完全に止めるには、本人の大変な努力と家族などの理解や協力が必要になります。

Q2.

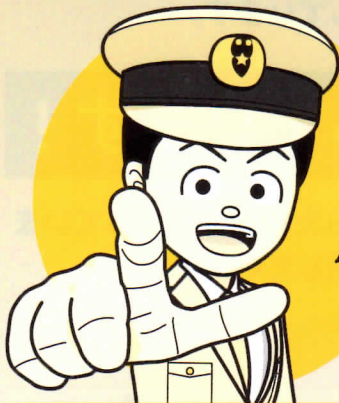
薬物の利用を誘われたら?

**A2. キッパリと断りましょう。**

気持ちが揺れそうになったら、「大事なこと」「将来やりたいこと」「大事な人」を思い出してください。きっと断れるはずですよ。

## 最後に！

- 大麻の乱用は、自分の将来を台無しにするだけでなく、家族や友達など大切な人も不幸にします。
- 困ったこと、悩み事があったら、周囲の大人にまず相談してください！



その場から  
離れることも  
大事です！

**警察にも相談窓口があります。最寄りの警察署へご相談ください。**

【資料参照：警察庁、北海道警察本部 ホームページ】

編集・発行

十勝地区広域補導連絡協議会 (十勝管内の全19市町村が加入している青少年健全育成団体)

事務局

帯広市教育委員会学校教育部教育総務室学校地域連携課 青少年センター内  
帯広市西5条南7丁目1 電話0155-65-4161